5．環境対策引当金の計上基準
　ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理の費用に充てるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
6．たな卸資産の評価基準及び評価方法
　未成受託研究支出金について個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
7．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国有財産無償使用の機会費用の計算方法
　国有財産貸付料の算定方法や近隣の賃借料を参考に計算しております。
⑵　政府出資等の機会費用の計算方法
　10年利付国債の平成27年３月末利回りを参考に0.400％で計算しております。
8．リース取引の処理方法
　リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
　リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
9．消費税等の会計処理
　消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

［貸借対照表関係］
1．運営費交付金から充当されるべき引当外賞与の見積額　53,542,257円
2．運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額　902,730,982円

［キャッシュ・フロー計算書関係］
　資金期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係
　現金及び預金勘定　971,581,254円
　資金期末残高　971,581,254円

［行政サービス実施コスト計算書関係］
　引当外退職給付増加見積額のうち、△12,016,212円は国及び地方公共団体からの出向職員にかかるものです。

［金融商品関係］
1．金融商品の状況に関する事項
　当法人は、資金運用については短期的な預金に限定して運用しております。
2．金融商品の時価等に関する事項
　期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
現金及び預金	971,581,254	971,581,254	—
未収金	115,256,928	115,256,928	—
未払金	(816,398,128)	(816,398,128)	(—)

（注１）　負債に計上されているものは、（　）で示しております。
（注２）　金融商品の時価の算定に関する事項
　現金及び預金、未収金、未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

［固定資産の減損関係］
　当事業年度において、当法人は以下の資産について減損を計上しております。
1．減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用　途	種　類	場　所	減損前の帳簿価額（円）	減損後の帳簿価額（円）
研究用	建物（注１）	本所等	133,691	0

（注１）
　上記資産については、設備の陳腐化により使用見込みがないことから、資産の帳簿価額から回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を損益外減損損失累計額133,691円として計上しています。
2．減損の認識に至った経緯
　波浪研究棟は、波浪研究のための試験研究に寄与してきましたが、研究所自らがこれらの設備全部につき、使用しないという決定を行ったことにより、平成26年度末に減損の認識に至ったものであります。
3．減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産の内訳

種　類	損益計算書に計上した金額（円）	損益計算書に計上していない金額（円）
建物	0	133,691

4．回収可能サービス価額
　上記資産の回収可能サービス価額は固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解９に基づき正味売却価額を採用しており、正味売却価額は０円として算定しております。

［資産除去債務関係］
　当法人は、一部に石綿を使用した建物を所有しており、当該建物の解体時において、法令の定める方法により石綿を適切に処分する債務を有しております。
　当該建物は、港湾空港技術にかかる研究に利用する実験棟であり、当該研究は「港湾空港技術研究所法」第11条（業務の範囲）に規定される当法人の主要業務の一つになっているため、当該建物の建替え等については当法人の意思決定に加えて関係省庁等の総合的判断も考慮して行われます。
　更に、現在主務大臣から指示されている第３期中期目標（平成23年４月から平成28年３月）において、当該建物の建替え等は明記されておらず、当法人が作成した第３期中期計画（平成23年４月から平成28年３月）においても、当該建物の建替え等は計画しておりません。
　以上の理由より、当該資産に係る資産除去債務の履行時期を合理的に予測することは困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

［その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報］
国立研究開発法人港湾空港技術研究所の解散について
　平成27年３月13日に、「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備等に関する法律案」が第189回国会に提出され、同法律案の成立を条件として、法律の施行の時（平成28年４月１日）に、当法人は解散し、国が継承する資産を除き当法人の一切の権利及び義務は国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に継承される予定です。
　そのため、財務諸表は、継続企業を前提として作成しており、解散による影響を財務諸表には反映しておりません。